

教体第382号
教生第221号
平成25年12月19日

(公文書扱)
各市町村教育委員会学校安全主管課長 殿

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長
生徒指導支援室長

児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について（通知）

平素は、安全教育、とりわけ交通安全教育の充実・推進に御尽力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記のことについて、別添写しの通り平成24年7月13日付け教体第232号教生92号「児童生徒等の自転車の運転に係る交通安全について（通知）」において、奈良県道路交通法施行細則の一部改正（平成24年3月27日公布、平成24年5月1日施行）を踏まえ、自転車の運転に係る交通安全指導の徹底を図っていただくようお願いしてきたところですが、この度、新たに道路交通法が一部改正され、平成25年12月1日に施行されました。

つきましては、別添写しの前回通知に加えて下記事項に留意するとともに、別添資料も参考にしていただき、交通安全教育、特に自転車を運転する際の交通安全について、さらなる取組を進めるよう、管内の各学校（園）への周知をお願いします。

記

〔道路交通法一部改正における「自転車利用者対策」の主なポイント〕

- ① 自転車などの軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯に限り自動車や原付と同じ方向に通行しなければなりません。
- ② 規準に適合したブレーキを備えていない自転車が運転されているとき、警察官は、その自転車を停止させ、ブレーキについて検査できます。
また、警察官は、ブレーキ不備の自転車の運転者に安全のために必要な応急措置をとることを命じたり、応急措置で必要な整備ができない場合は、その自転車の運転の中止を命じることができます。
- ③ 信号無視や遮断機が下りているのに踏切に立ち入るなど、悪質な違反行為を繰り返す自転車の運転手に対し、公安委員会は一定期間内に安全講習の受講を命じます。

※①、②について平成25年12月1日に施行。③については平成27年6月までに施行予定。

別添資料

- チラシ1
「道路交通法の自転車に関連する部分が一部改正されます」（奈良県警察）
- チラシ2
「自転車も『自動車』と同じ車両の仲間です」（奈良県警察）

保健体育課 健康・安全教育係 TEL 0742-27-9862 FAX 0742-22-3995
